

第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言
—私たちの社会と未来をつくる知識基盤を目指して—

令和 7 年 12 月 17 日

科学技術情報整備審議会

目次

○提言

- I 本提言の位置付け
- II 第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の主な成果
 - 1 利活用促進のための取組
 - 2 恒久的保存のための取組
- III 本提言の背景
- IV 取組の方向性
 - 1 全体の方向性
 - 2 個別の取組の方向性

・「第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言—私たちの社会と未来をつくる知識基盤を目指して—」の概要

・用語集

○付属資料

- ・第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の実施状況
- ・諸外国におけるウェブサイトの収集をめぐる状況

○参考資料

- ・科学技術情報整備審議会関係者名簿
- ・第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言の検討経過

第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言
—私たちの社会と未来をつくる知識基盤を目指して—

令和 7 年 12 月 17 日

科学技術情報整備審議会

内容

I	本提言の位置付け	2
II	第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の主な成果	2
1	利活用促進のための取組	2
(1)	利活用の基盤となる所蔵資料のデジタル化・全文テキスト化の推進	2
(2)	情報へのアクセス環境の改善	2
2	恒久的保存のための取組	3
(1)	資料収集の強化	3
(2)	デジタル資料の長期保存	3
III	本提言の背景	4
(1)	オープンサイエンス・オープンアクセスの進展と NDL	4
(2)	生成 AI の普及と NDL	4
IV	取組の方向性	5
1	全体の方向性	5
2	個別の取組の方向性	6
(1)	知識基盤の整備	6
(2)	知識基盤の利活用	7
(3)	外部との連携協力	9

I 本提言の位置付け

第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画（以下「第五期計画」という。）の策定以降の私たちを取り巻く情報環境は劇的な変化を遂げている。これは、私たち自身が情報サービスを積極的に選び、利用してきた帰結でもある。第五期計画で見据えていた「人と機械が読む時代」を超えて、一気に「人と機械が共に探し集め、読み書く時代」へと進んだとも言えよう。

本提言は、情報環境の変化を担う主体の一つである国立国会図書館（以下「NDL」という。）における、今後 5 年間を目指とした科学技術情報の整備の在り方についての基本方針を提言するものである。NDL は、我が国唯一の国立図書館であるとともに、国会に属する立法補佐機関であり、その知識基盤を構成する科学技術情報は、現在の世代だけでなく将来の世代からも参照されるものでなければならない。そのため、短期的な変化に過度に左右されないことを意識しつつ本提言をまとめた。

なお、ここでいう「科学技術」は、科学技術・イノベーション基本法（平成 7 年 11 月 15 日法律第 130 号）及び次期科学技術・イノベーション基本計画（2026～2030 年度）策定の議論の趣旨を踏まえ、自然科学のみならず、人文学・社会科学を含むおよそあらゆる学問の領域を示している。

II 第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の主な成果

NDL は第五期計画において、「国立国会図書館ビジョン 2021-2025 一国立国会図書館のデジタルシフトー」の下で、「利活用促進」及び「恒久的保存」という二つの領域から、「人と機械が読む時代」の知識基盤の確立に向けた取組を進めた。主な成果は次のとおりである。

1 利活用促進のための取組

(1) 利活用の基盤となる所蔵資料のデジタル化・全文テキスト化の推進

NDL が保有する情報を利活用するための基盤となる所蔵資料のデジタル化を大幅に推進し、2000 年までに国内で刊行された図書のデジタル化は、第五期計画期間内にはほぼ完了する見込みとなった。

加えて、デジタル化資料のうち約 7 割について全文テキストデータを作成し、令和 4 年 12 月にリニューアルした国立国会図書館デジタルコレクションで検索可能とともに、国立国会図書館障害者用資料検索「みなサーチ」を通じて、視覚障害者等に対する送信を開始した。全文テキスト化の促進に資する取組として、NDL が独自開発した光学式文字認識（OCR）処理プログラム（NDLOCR、NDL 古典籍 OCR）をオープンソースとして公開した。

(2) 情報へのアクセス環境の改善

令和 3 年の著作権法改正を受けて、令和 4 年に個人向けデジタル化資料送信サービスを開始し、デジタル化資料送信サービスの提供範囲を図書館等から個人（登録利用者）

に拡大したほか、令和 7 年には権利者への補償金を前提とした複写物のデジタルデータ送信サービスを開始し、デジタル化されていない所蔵資料への NDL 館外からのアクセス環境を改善した。

他機関を含めた各種情報資源への適切なナビゲートの実現のために、令和 6 年に公開した新しい国立国会図書館サーチ（NDL サーチ）では、NDL のデジタル化資料を含めた所蔵資料、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で収集したウェブサイト、連携する図書館や研究機関の資料などを、統合的に検索できるサービスを実現した。同時に、障害者等向けにアクセシブルな資料の検索・利用の利便性を高めたみなサーチ（正式版）を公開した。

他に、我が国の幅広い分野・地域のデジタルアーカイブへのアクセス促進に向け、関係府省庁、図書館、博物館、美術館等と協働し、「ジャパンサーチ」の連携拡充を進めた。また、国立情報学研究所（NII）による大規模言語モデルの構築に協力した。

2 恒久的保存のための取組

(1) 資料収集の強化

恒久的な収集・保存のための仕組みが存在せず、かねてから課題となっていた有償又は DRM 付きのオンライン資料（電子書籍・電子雑誌。以下「有償等オンライン資料」という。）については、国立国会図書館法等の改正により、令和 5 年から全て収集対象となった。

NDL に所蔵がない未収資料については、令和 4 年、各地の公共図書館や大学図書館等からデジタルデータでの収集を本格的に開始し、入手困難であることが確認された資料は順次デジタル化資料送信サービスの対象としている。また、国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）において、閉鎖された東日本大震災関係のデータベースのデータ承継を進めた。

外国資料（電子ジャーナル等）については、価格高騰や為替レートの影響で厳しい状況の中、引き続きコアジャーナルを中心とした契約及びバックファイルの整備に努めた。

(2) デジタル資料の長期保存

収集したデータへの長期アクセス保証を実現するための取組として、長期保存に係る実態調査・技術調査を行ったうえで、光ディスク、フロッピーディスクや USB メモリ等のマイグレーションを進めた。また、デジタル化資料の保存用画像データの安定的な保存のために、これまで使用してきた破損や劣化のリスクがあり、数量的に継続的なマイグレーション（媒体移行）が困難な光ディスクや HDD から、大容量でマイグレーションが比較的容易な LTO（データ保存用磁気テープ）への移行を開始した。

第五期計画の成果をまとめると、所蔵資料のデジタル化及び全文テキスト化の大幅な進展、個人向けデジタル化資料送信サービスや有償等オンライン資料の収集開始、NDL サーチやみなサーチの公開など、NDL の知識基盤の構築及び利活用に係る取組は大きく

進んだと評価できる。

しかし、個別の事業・取組においては課題も依然として存在し、例えば、第五期計画策定に向けての提言で長期的な目標として掲げられた「全ての所蔵資料のデジタル化」は依然として道半ばであるし、デジタル化資料及びそこから作成された全文テキストデータの利活用にも取り組む余地は大きく残されている。また、現状では有償等オンライン資料の収集が対象のごく一部に留まるほか、他機関のリポジトリに収録され収集除外となっている資料へのアクセス保証も十分とは言い難い。また、電子ジャーナルの価格を巡る状況は今後も厳しいことが想定されるため、オープンアクセスとなる学術情報のメタデータの NDL サーチへの集約を進め、アクセスを担保していくことが重要な課題となろう。

こうした第五期計画までの成果と課題を踏まえ、次期基本計画の策定が行われることを期待する。

III 本提言の背景

これから NDL の知識基盤の構想に当たっては、デジタル社会に向けて変化している現在の状況を整理しておく必要がある。特に、情報環境の変化が学術研究の在り方そのものに大きな影響を及ぼしていることから、「オープンサイエンス・オープンアクセスの進展」を取り上げる。次に、第五期計画以降における最大の変化の一つである「生成 AI の普及」について取り上げる。

(1) オープンサイエンス・オープンアクセスの進展と NDL

学術研究を、そのプロセスも含めて社会に開かれたものとするオープンサイエンスは、世界的な潮流となっている。とりわけ、学術論文や研究データへのオープンアクセスが進展する中で、図書館においても、研究成果の根拠となるデータの保管、管理の制度構築など、学術研究のプロセス全体への支援が求められている。

我が国においても、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和 6 年 2 月、第 18 回統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、国の政策として学術論文や研究データのオープンアクセス化が推進されている。これに伴い、研究過程におけるデータ管理や論文投稿の在り方も変化しつつあり、電子ジャーナルプラットフォーム等を提供する科学技術振興機構（JST）や、機関リポジトリ及び研究データ基盤等を提供する NII が、その実現に向けて重要な役割を果たしている。一方、NDL は、研究プロセスと密接に関係して先端的な研究成果の公開を担う JST や NII とは異なり、ある程度定着・一般化された研究成果や、研究の素材となる多様な情報を収集・保存するとともに、研究者に限られない幅広いユーザにアクセスを提供する役割を担っている。

(2) 生成 AI の普及と NDL

近年、急速に普及した生成 AI は、私たちの社会活動やコミュニケーションの在り方

に大きな変容を及ぼしつつある。これまで人が自ら行ってきたアイデア出し、文章や絵画、音楽の作成等にも生成AIが活用されている。インターネット上の人が読み切れないほどの膨大な情報に対して、AIの助けを借りて探索、読解することも当たり前のように行われるようになった。一方で、生成AIによる偽情報・誤情報の生成・拡散も容易に行われるようになり、自分自身が作り上げた情報環境の中で多様な視点に触れる機会が減少する中で、偏った情報を信じ込んでしまうリスクも高まっている。

情報の正確性、客観性、検証可能性、そして多角的な視点が一層重要となる中、NDLには、探索して得られた情報を批判的に吟味し、利活用・発信するための拠り所となる知識基盤を構築することが期待される。他方で、NDLが保有するデータを良質な学習データとして提供することで、生成AIをはじめとする情報環境を支えることも期待される。これら二つの取組は、私たち個々人のリテラシーを向上させ、責任ある市民として社会的課題に向き合う姿勢を育む足掛かりとなるのではないか。

IV 取組の方向性

1 全体の方向性

NDLが構築する知識基盤は、自然科学から人文学・社会科学に至る幅広い領域に跨るものであり、また、学術論文等に限らず、研究の素材となり得る多様な情報資源を対象とするものである。JSTやNII、国文学研究資料館(NIJL)をはじめとする学術機関と連携して我が国の学術情報の整備に貢献するとともに、最先端の研究成果が海外で発表されている現状も踏まえ、海外の情報資源も含めた学術情報全体へのアクセス手段を広く提供していく必要がある。

また、NDLの知識基盤は現在のデジタル社会を生きる私たちにのみ参照される存在ではなく、100年後の未来の人々が現在の日本について調べる際にも、主要な情報源として信頼される存在でなければならない。知的活動の場のインターネット上への移行が進み、従来の出版の在り方が変容している現在の状況を踏まえ、NDLが資料として収集・保存すべき対象について再検討を行い、拡充を図っていくべきである。

そのうえで、本提言においては、NDLに求められる取組を、まず「知識基盤の整備」、「知識基盤の利活用」という二つの視点を設定し整理する。さらに、これらの取組は関係機関(者)との連携なくしては実現し得ないことから、「外部との連携協力」を三つの視点として設定する。

なお、これらの取組の推進に際しては、業務・サービスを見直したうえで、生成AIや機械学習等の情報技術を活用することにより、更なる高度化・省力化を図ることが重要なポイントとなるので、その実現のための人材の育成及び予算の確保にも努めてほしい。また、情報技術の進展や情報環境の変化を踏まえて柔軟に計画を見直していくことも重要である。

2 個別の取組の方向性

(1) 知識基盤の整備

(資料の収集・保存)

NDL の知識基盤が将来にわたって参照され続けるために、図書や雑誌、新聞等では十分にすくいきれない社会の世相をうかがえる資料・データの宝庫であるウェブサイトの収集範囲の拡大に取り組むべきである。特に制度的な裏付けがない民間ウェブサイトについては、海外の国立図書館の事例も参考にしつつ、国政審議にも資する政治・社会・経済等の領域において優先的に許諾による収集を行う対象を選定して実績を積み、範囲拡大に向けた社会的合意の醸成に努めてほしい。ソーシャルメディアについても、同様に時期や分野、発信者等を限定したうえで、まずは試行的に収集することが考えられよう。また、日本関連ドメインのウェブサイトのバルク収集についても、その必要性について議論を行うべき時期が来ているのではないか。

当然、有体物の資料や、有償等オンライン資料などの制度的な収集・保存を引き続き行っていくことも重要である。特に、民間や学術機関のリポジトリに収集・保存されない電子書籍・電子雑誌については、網羅的な収集を図るべきである。

加えて、デジタルに移行した結果かえって収集・アクセスが難しくなった学協会会議録等への対応や、海外のプラットフォームで公開される我が国の研究成果など、これまで十全な取組が行われてこなかった資料の収集・整理にも積極的に取り組むことを期待したい。明治期から納本制度定着までに刊行された資料や地域資料、個人が収集した貴重な資料などの NDL 未収の資料についても、デジタル化された形での収集も視野に入れて積極的に取り組んでほしい。また、オンライン資料に対する個別メタデータの付与や有体物の資料との紐づけなどを行って、収集したインターネット情報に含まれる官公庁情報等の検索利便性を向上させることも対応すべき課題である。

(所蔵資料デジタル化・全文テキスト化)

所蔵資料について、一定の財源を確保して引き続きデジタル化・全文テキスト化を行っていくべきである。2000 年までに刊行された図書のデジタル化が概ね完了する見込みであり、また博士論文については 2000 年度以前のものについて順次デジタル化が進められている。その一方で、雑誌や科研費報告書については、多くが未だデジタル化されていない。それらの資料には図書に含まれる情報とは性格の異なる時事的な内容や、学術情報などを含むものも多い。それらがデジタル化・テキスト化されれば、多様な情報の発見可能性やアクセシビリティを高めるとともに内容の分析も容易となるなどオープンサイエンスにも大きく貢献することから、優先的に取り組むべきである。この取組は、自身の過去の刊行物のデジタル化を自力で行うことが困難な中小の学協会を支援することにも繋がろう。また、マイクロフィルムや磁気テープ、レコード等の様々な形態のアナログ資料についても、デジタル化を進めるべきである。

あわせて、デジタル化資料の著作権処理や入手可能性調査を進め、NDL 館外からアクセス可能な資料点数を拡大することにも、積極的に取り組むべきである。

(デジタルデータの長期利用保証)

あらゆる媒体は、時間の経過とともに劣化・陳腐化することを免れない。例えば、光ディスク等のパッケージ系電子出版物においては、媒体そのものの劣化だけでなく、再生装置の製造中止や動作環境の消失等により利用が困難になることが想定され、紙媒体以上に情報の喪失リスクが高い。長期利用保証の観点から、優先的に保存対策が必要な資料について、技術の動向等も考慮しながら、より保存性の高い媒体へのデータ移行(マイグレーション)の着実な実行や、多様な形式のデータを読み出すためのエミュレーション技術の開発に引き続き取り組むべきである。

マイグレーションやデジタル化の成果物であるデジタルデータについても、後世へと確実に引き継ぐことができるよう、バックアップの整備など安定的な保管体制の確保を継続すべきである。

(オープンデータ・オープンソース)

オープンデータは、デジタル人文学に代表されるデータ駆動型研究や、シチズンサイエンス等に代表される市民参加型の活動等に欠かせないものである。NDLにおいても、データセットとして公開しているリンクトオープンデータや各種メタデータ、著作権保護期間満了が確認されたデジタルコンテンツなどのオープンな条件で利用が可能な画像・テキストデータについて、質・量両面での充実を引き続き図るべきである。また、オープンソースとして公開しているNDLOCR、NDL古典籍OCRについても、改善に向けた更なる研究開発を行うことを期待する。NDLは、これらの「デジタル公共財」の継続的な提供を通じて、知識基盤を利活用して新たな価値を創造し、社会的な課題を解決しようとするユーザを支援していくべきである。

(2) 知識基盤の利活用

(NDL サーチの拡張)

学術情報のオープンアクセス化の進展により、従来はアクセスすることが困難であった情報源も幅広いユーザに開かれた一方で、それらを統合的に検索して、適切な情報源にたどり着くことが十分に実現できているとは言い難い。「人」と「機械」双方による利用を前提として、内外の学術情報を含めた多様な情報源に向けてNDLサーチを拡張し、ユーザの知識創造プロセスを支援すべきである。例えば、メタデータの収集範囲を拡大すると同時に、ユーザのリテラシーや情報源の重要度等に応じて、AI技術による支援や検索内容に関連するガイド情報(リサーチ・ナビの調べ方案内やレファレンス事例)を提示するなどの取組が期待される。これらは、オープンサイエンスの柱の一つであるシチズンサイエンスの促進に寄与するだけでなく、私たちの日々の課題解決にも資するはずである。ただし、具体的な取組については、今後の情報技術の進展に応じた適切な実現方法を検討してほしい。

一方で、一定のリテラシーを有するユーザに対しては、より高度なサービスを提供していくべきである。例えば、デジタル化資料のテキストデータを活用した実験的なサービスに挑戦することも期待したい。こうしたサービスの高度化への取組は、新たなユー

ザや専門家からのエンゲージメントを得る契機ともなるだろう。

(コミュニティへのアプローチ)

NDLは、創作、調べもの、生涯学習、ファクトチェックなど、様々な目的を持ったユーザに対してサービスを提供してきた。所蔵資料だけでなく外部の多様な情報資源と、幅広いユーザをつなぐコーディネータとして、その知識創造プロセス全般の支援を行うことは、引き続きNDLの重要な役割である。本提言ではこれに加えて、学習支援者やウェイキメディアンといった特定のコミュニティへの支援等を念頭に、これまで十分にNDLを利用してこなかった潜在的なユーザ層（コミュニティ）にアプローチして、それぞれの社会への貢献を後押ししていくことを期待したい。

経験やりテラシーが十分でないユーザに対する「入り口」を提供するという視点からも、若年層における学習支援は極めて重要である。各地域の学校図書館の運営や学習支援に従事する当事者又はそのコミュニティと連携して、信頼性の高い情報・コンテンツを用いた学習機会を若年層に提供するための支援が望まれる。すでに実績のあるジャパンサーチやひなぎくに限らず、NDL全体として進めてほしい。具体的な取組としては、コンテンツを利活用するためのキュレーションに必要な機能や情報の提供、学校図書館におけるデジタル化資料や送信サービスの活用の検討、これらに関連するイベントの開催ないし後援などが考えられよう。

また、ビジネス分野においては、外部機関・有識者とも連携しつつ、オープンアクセスジャーナルや有償を含む有用なデータベースへのアクセス保証や、市場動向・技術革新等をニーズに合わせた形で体系的に整理して提供等に取り組むことに期待したい。他にも、所定の条件を満たす研究者に対し、一定期間、NDL所蔵資料の施設内での継続利用を可能とする等の特別な支援や、エディタソンやハッカソンの開催等による関係コミュニティの活動支援などが考えられよう。

(バリアの解消)

NDLの知識基盤へのアクセスが困難なユーザに対するあらゆる障壁（バリア）の解消に努めるべきである。例えば、視覚障害者等に対しては、みなサーチ及び視覚障害者等用データ送信サービスといった取組を引き続き推進すべきである。特に視覚障害者等用データについては、データ件数を拡大するだけでなく、全文テキストデータに図版・グラフ等の代替テキストをAI技術の活用により効率的に付与するなどして、よりアクセスブルな方法で提供することも求められよう。また、海外に対しては、図書館向け送信サービスの加入手続の改善の検討、機械翻訳の発展・普及を踏まえたWebサービスの多言語対応等を行い、日本研究コミュニティの支援に積極的に取り組むべきである。

この他、日本の古典籍におけるくずし字等に関する専門知識というバリアに対しても、前述のNDL古典籍OCR等の活用によりアクセスを容易にする取組を期待したい。

(3) 外部との連携協力

(研究者・研究機関との連携)

日進月歩の先進技術を適用した情報システム・Web サービスの開発をしていくためには、外部の知見・技術を積極的に取り込んで技術開発を進めていくことが欠かせない。また、公的機関の内部データも活用して、外部の研究者らとともに課題解決に取り組もうとする動きもある。NDL でも、例えば、デジタル化資料の全文テキストデータや、NDL サーチ等の Web サービスの利用ログといった NDL が保持するデータを対象として、著作権やプライバシーの保護に留意しつつ、AI やデジタル人文学をはじめとする諸分野の研究機関（非営利機関に限られないことが望ましい。）や、研究者との協働研究のための基盤・環境を整備すべきである。研究の成果は、NDL のサービスや業務の改善に資するにとどまらず、学界、社会に広く還元されることになる。

こういった取組を実現するためには、NDL 自身の研究力の強化は不可欠である。研究開発体制を強化するとともに、学界・研究者コミュニティとの関係性構築、国際的なプログラムへの参画、論文執筆やポスター発表等による成果の公表、適切な規模のプロジェクト遂行等を通じて専門的な人材の育成に努めるべきである。

(関係機関との連携)

NDL には、様々な学術機関、アーカイブ機関、府省庁、学協会等と協力・分担して、そして時には NDL がその旗振り役となって、我が国全体の情報基盤の整備、拡充、利活用に取り組むことを期待したい。その取組を効果的・円滑に進めるためには、日常的に実務レベルで協議・調整を行える関係性の醸成及び「場」の設定が鍵になろう。

特に JST や NII との連携については、オープンサイエンス推進などの国の政策への対応に関する調整から、国内外で流通するメタデータの共通化及び連携の強化などの実務的なプログラムまで引き続き緊密に連携すべきである。とりわけメタデータの連携においては、機関や国境を越えて広く流通していくメタデータの在り方の継続的な見直しは引き続き課題であるし、また、有体物の資料とオンライン資料を検索システム上で統合的に扱っていくための改善も重要な課題である。加えて、廃止となる大学等の機関リポジトリで保存提供されている資料の継承を安定的に行うための枠組みの整備など、今後想定される課題の検討にも取り組んでほしい。

我が国のデジタルアーカイブのプラットフォームであるジャパンサーチについて、今後もシステム開発やその運用・連携に係る実務の担い手として、機能強化、連携の拡大等に一層取り組むべきである。また、NIJL 等と連携して我が国のデジタル人文学の基盤整備の推進に努めてほしい。

他に、デジタル化資料等への DOI 付与についても、ジャパンリンクセンターとの連携の下で拡充すべきである。

(図書館との連携)

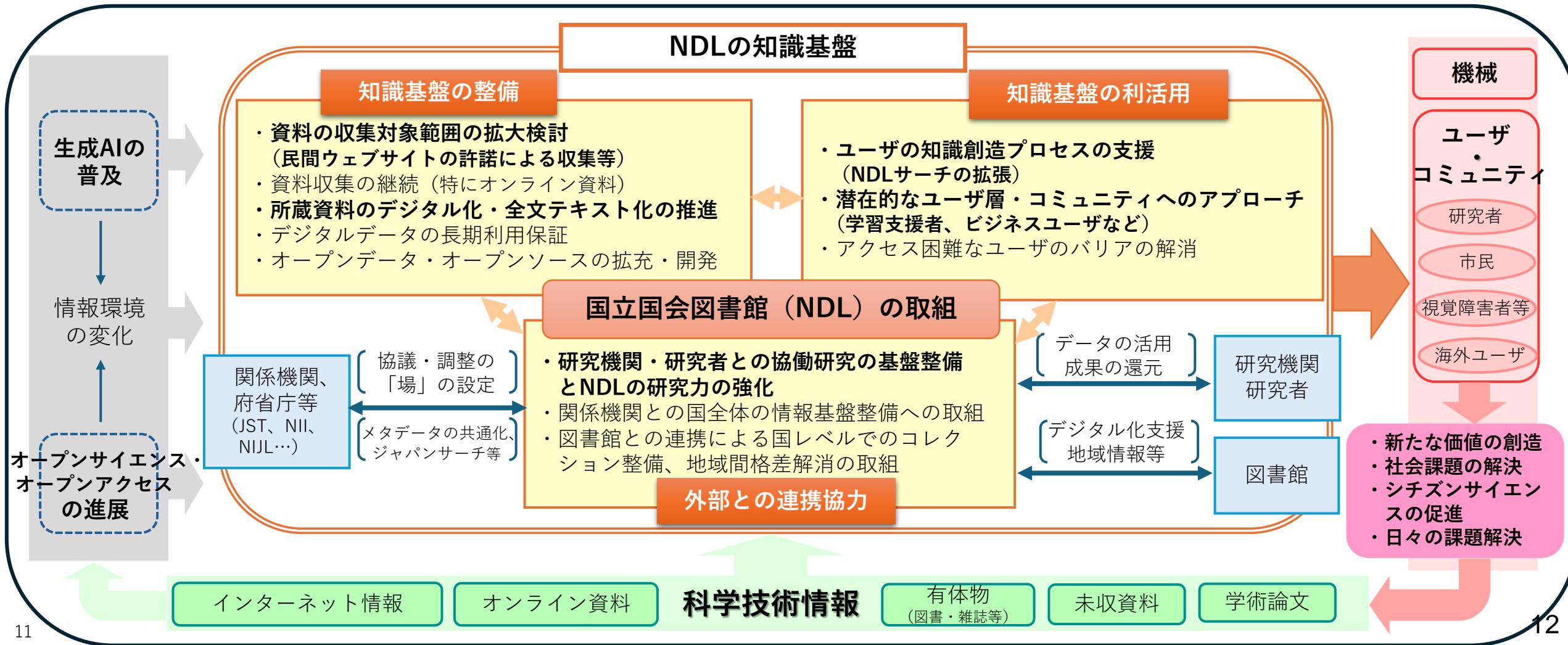
特定の地域や専門分野においては、独自のコミュニティが形成され固有の情報や資料が蓄積される場合があり、NDL の所蔵資料や主題知識では十分にカバーできないことも多い。前出の未収資料のデジタル収集・提供に加えて、各地域の公共図書館、大学図書

館、専門図書館、学校図書館との連携の下に知識基盤を強化・拡充し、国レベルでのコレクション整備につなげていくことは極めて重要である。

また、NDL の所蔵資料は広く利用に供されているが、地理的な制約もあって全ての国民にとって利用しやすいわけではない。例えば、特定の図書館と協定を結んだうえでのモデル事業として、各館のデジタル化の技術的支援、図書館間のオンライン・レファレンスや、NDL 館内限定公開デジタル化資料の一定の条件の下での館外閲覧の可能性検討などの地域間情報格差の解消の実現に向けた取組を期待する。

第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言 —私たちの社会と未来をつくる知識基盤を目指して—

現在のデジタル社会を生きる私たちから、さらに100年後の人々から、
信頼されるNDLの知識基盤を目指して継続的に取り組む。



用語集

ウィキメディアン

ウィキペディア財団が運営するウィキメディア・プロジェクト（ウィキペディア、ウィキメディア・コモンズ等）に関わる人々のこと。コンテンツの管理や編集、ガイドラインの作成等を行う。代表的なものとして、ウィキペディアの編集を行う「**ウィキペディアン**」がある。

エディタソン

「edit (エディット)」と「marathon (マラソン)」からの造語。ウィキペディアやオープンストリートマップ等のプロジェクトにおいて、参加者が特定のコンテンツやトピックについて共同で編集する催し。

エミュレーション

古いソフトウェア等のデジタル情報を再生するために必要な技術的環境を現在のコンピューターシステム上で疑似的に再現して、当該情報を利用できること。

オープンアクセス

インターネットを通じて、論文等の学術情報に誰でも無償でアクセスでき、閲覧、ダウンロード、コピー等適法な用途で利用する場合には問題なく利用できること。

オープンサイエンス

自然科学に限らず、人文・社会科学を含むおよそあらゆる学問の領域において、情報通信技術の活用により、オープンアクセスや研究データのオープン化を含め、研究成果の共有・公開を進め、研究の加速化や新たな知識の創造などを促す取組をいう。あらゆるユーザが研究成果を広く利用可能となることで、研究者による研究活動そのものの変容に加え、公的資金を用いた研究のプロセスの透明化や成果の早期還元などの社会貢献、さらには、シチズンサイエンスとしての市民の研究参加などにつながるものとされる。なお、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）は、2021年に採択した「**オープンサイエンスに関する勧告**」において、多言語の科学知識を誰もが自由に利用、アクセス、再利用できるようにし、科学と社会の利益のために共同研究と情報の共有を拡大させ、科学知識の創造、評価、伝達の過程を従来の科学界を超えて社会の人々に開放するための様々な運動と実践を統合した包括的な概念と定義している。

オープンソース（ソフトウェア）

インターネット等を通じて、プログラミング言語で書かれたソースコードを無償で公開し、一定のルールの下で誰でもソフトウェアの改良や再配布を行えるようにしたソフトウェアのこと。

オープンデータ

国、地方公共団体及び（民間）事業者が保有するデータのうち、加工、編集、再配布等の利活用が容易にできるようにインターネット等で公開され、営利目的、非営利目的を問わず無償で二次利用可能なルールが適用された機械可読なデータをいう。

オンライン資料

インターネット等で公開される電子情報で、冊子体の図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍、電子雑誌等）をいう。国立国会図書館（NDL）は、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第25条の4に基づき、民間のオンライン資料を収集している。平成25（2013）年7月から無償かつDRM（技術的制限手段）が付いていないものを対象に制度収集を開始し、令和5（2023）年1月から有償又はDRMが付いているもの（「有償等オンライン資料」という。）にも対象を拡大し、全面的な制度収集を開始した。

コアジャーナル

ある専門分野において重要度が高く、利用頻度が高い学術雑誌の一群のこと。

光学式文字認識（Optical Character Recognition: OCR）

画像データを機械・ソフトウェアに読み取らせ、テキストデータを生成すること。

シチズンサイエンス

研究活動により収入を得ている職業科学者ではない、一般の市民によって行われる科学的活動をいう。市民が職業科学者の研究プロジェクトに参加するなど職業科学者や研究機関との協調、指導の下に活動を行う場合と、ある程度の科学教育を受けた市民が非職業科学者（在野研究者）として研究活動を行う場合がある。

データ駆動型研究

仮説を検証するためにデータを集めのではなく、まず大規模なデータを集めて、そのデータを解析することで仮説やモデルを生成し、新たな科学的知見を導き出す研究

デジタルアーカイブ

博物館・美術館、図書館や公文書館をはじめとする様々な主体が保有する多様な分野のデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みをいう。

デジタルオブジェクト識別子（Digital Object Identifier: DOI）

学術論文や研究データ等をはじめとする様々なコンテンツに付与される国際的な永続的識別子。国際DOI財団が管理しており、日本では、科学技術振興機構（JST）が事務局を務め、NDL、国立情報学研究所（NII）、物質・材料研究機構（NIMS）の4機関が共同運営するジャパンリンクセンター（JaLC）が同財団の認定を受けたDOI登録機関となっている。DOIは、各機関固有のプレフィックスと個々のコンテンツを特定するサフィックスの文字列から構成される。DOIをウェブブラウザ等に入力するとコンテンツ

の所在情報（URI）に変換されるため、URLが変更されても永続的なアクセスが可能となる。

デジタル公共財

オープンソースソフトウェア、オープンデータ、オープンAIモデル、オープンスタンダード、オープンコンテンツなど、プライバシー保護等の合法性を担保した上で、誰もが自由に利用でき、社会課題の解決に貢献するデータやツール等のこと。

デジタル人文学（デジタル・ヒューマニティーズ）

コンピューターによる情報科学の手法を、広く人文科学の研究に応用する学際的な学問分野。代表的なものとして、古典籍、史料や芸術作品のデジタルアーカイブの構築と利用、ビッグデータを用いたテキスト解析の手法などがある。

ハッカソン

「hack（ハック）」と「marathon（マラソン）」からの造語。ソフトウェア開発者が、一定期間集中的にプログラムの開発やサービスの考案などの共同作業を行い、その技能やアイデアを競う催し。

バックファイル

電子ジャーナルの購読契約対象となっているカレントファイルに収録されている巻号よりも前に刊行された巻号の電子コンテンツ

バルク収集

「.jp」、「.de」等の国別ドメイン全体を対象にするなどして、ウェブサイトを大規模に収集すること。

ファクトチェック

社会に広がる言説や情報のうち、客観的に検証可能な事実について言及した事項に限定して真実性、正確性を検証し、その結果を公表して共有すること。

マイグレーション

デジタル情報の長期保存のために行うファイルフォーマットの変換や媒体変換等を行う。

メタデータ

コンテンツの内容・特性、所在等を記述・表現したデータ。図書館における書誌データ、アーカイブ機関の収蔵品等の目録データ、文化財の基礎データ等のテキストデータのほか、URI参照のデータ等の電子情報の管理のために必要なデータも含む。

リポジトリ

研究成果である論文など、大学や研究機関等において生産された知的生産物を電子的に収集、保存、提供するためのインターネット上のアーカイブシステムをいう。

リンクトオープンデータ (Linked Open Data: LOD)

個々のデータや概念に対し URI を与え、RDF 等のコンピューター処理に適した形式で公開し、相互にリンク付けを行うことによって、ウェブ上のデータの共有・利用を促進するための技術やその技術を用いて作成されたデータ（リンクトデータ）のうち、オープンデータの要件を満たすもの。

付 屬 資 料

第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の実施状況

「第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画」は、第 13 回科学技術情報整備審議会(令和 3 年 1 月 13 日開催)において国立国会図書館長に提出された「第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言—『人と機械が読む時代』の知識基盤の確立に向けて—」を受けて、国立国会図書館が令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に取り組むべき事項を定めたものである。

ここでは、同計画において取り組むべき事項として掲げられたものについて、令和 3 年度から令和 7 年 9 月末までの実施状況を取りまとめた。なお、特筆すべき実施状況として、次が挙げられる。

- ①令和 4 年 5 月に個人向けデジタル化資料送信サービスを開始した。
- ②補正予算による国内刊行図書のデジタル化等を進め、新たに、約 148 万点をデジタル化し、約 87 万点を送信サービス対象とした。
- ③令和 4 年 12 月に国立国会図書館デジタルコレクションをリニューアルし、機能の拡充等の実現に加え、デジタル化資料の全文テキストデータを検索可能とした。
- ④令和 6 年 1 月の新しい国立国会図書館サーチの公開により、国立国会図書館の所蔵資料や国立国会図書館デジタルコレクションのデジタル資料、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)で収集したウェブサイト、全国の公共・大学・専門図書館や学術研究機関等が提供する資料やデジタル資料の統合的な検索が実現し、調べ方のヒントや事例(リサーチ・ナビやレファレンス協同データベース)も一つのサービスから提供できるようになった。また、著作権法第 31 条第 2 項に基づく図書館等公衆送信サービスとして、PDF ファイルで複写物を提供する「遠隔複写(PDF ダウンロード)」サービスを令和 7 年 2 月に開始した。
- ⑤令和 6 年 1 月のみなサーチ正式版の公開により、様々な障害のある方が、いろいろな種類のアクセシブルな資料について、検索から利用まで簡単に行えるように、ユーザーインターフェースが改善された。また、デジタル化資料約 319 万点の全文テキストデータを視覚障害者等向けに送信し、音声読み上げや点字表示等に活用できるようになった。
- ⑥令和 5 年 1 月に有償等オンライン資料(電子書籍・電子雑誌)の制度収集を開始した。

目次

「人と機械が読む時代」に向けて取り組むべき事項	2
1 利活用促進のための取組	2
(1) 利活用の基盤となる所蔵資料のデジタル化・全文テキスト化の推進	2
(2) 情報へのアクセス環境の改善	4
(3) データの組織化・オープン化	6

(4) データの利活用促進のための環境整備	6
2 恒久的保存のための取組	7
(1) 資料収集の強化	7
(2) 未収資料・データのデジタル収集	8
(3) デジタル資料の長期保存	9
その他の事項	10

「人と機械が読む時代」に向けて取り組むべき事項

1 利活用促進のための取組

(1) 利活用の基盤となる所蔵資料のデジタル化・全文テキスト化の推進

(a) 所蔵資料デジタル化の戦略的な推進

① 「資料デジタル化基本計画 2021-2025」(令和 3 年国図電 2103012 号)に基づき、所蔵資料のデジタル化を加速する。特に、和図書については対象年代を拡大し、2000 年刊行までのものを対象として、集中的にデジタル化を行う。また、和雑誌については、刊行後 5 年以上経過したものを対象範囲とし、社会的ニーズ及び学術的ニーズを踏まえ、雑誌記事索引採録対象誌及び学協会等からのデジタル化要望があるもののデジタル化を優先的に行う。

<実施状況>

- 2000 年までに刊行された国内刊行図書のうち約 148.6 万分冊、刊行後 5 年を経過した雑誌約 5.6 万分冊を外部委託により、図書・雑誌等約 4.5 万分冊を内製により、それぞれデジタル化した。
- 図書約 148.1 万点、雑誌約 5.2 万点の提供を開始し、約 87 万点を送信サービス対象に追加した。

デジタル化資料の提供点数

	R3.3 月末	R4.3 月末	R5.3 月末	R6.3 月末	R7.3 月末	R7.9 月末
図書	約 97 万点	約 99 万点	約 158 万点	約 186 万点	約 233 万点	約 253 万点
雑誌	約 134 万点	約 135 万点	約 136 万点	約 137 万点	約 140 万点	約 140 万点
総計(※)	約 276 万点	約 281 万点	約 343 万点	約 390 万点	約 451 万点	約 480 万点

※図書・雑誌以外の資料も含む。

② 博士論文、録音資料・映像資料、古典籍資料、日本近現代政治史料、国会情報等の各資料群のデジタル化に引き続き取り組むほか、新たに新聞のデジタル化にも着手する。

<実施状況>

- 博士論文、古典籍資料、日本近現代政治史料、国会情報、新聞、児童書等の資料群について、外部委託で約 27.5 万分冊(約 1,500 万コマ)、内製で約 6.6 万分

冊(約 270 万コマ)のデジタル化を令和 7 年度末までに完了する見込みである。なお、このうち新聞については、日本新聞協会との間でデジタル化試行について合意のうえ、進めている。

- 録音・映像資料について、カセットテープ及びソノシート約 0.5 万点を外部委託により、LD 及び VHS ビデオテープ約 1.7 万点を内製により、それぞれデジタル化した。

(b)デジタル化資料の全文テキスト化等の実施

- ① 全てのデジタル化資料(古典籍資料、録音資料・映像資料等を除く。)の全文テキスト化に取り組む。

<実施状況>

- 古典籍等を除くデジタル化資料約 350 万点のテキストデータを作成した。
- NDLOCR(当館デジタル化資料に特化した独自開発の OCR(光学式文字認識))を利用してデジタル化資料からテキストデータを作成するシステムを構築し、令和 6 年 1 月から稼働開始している。

全文テキストデータを作成したデジタル化資料の点数

	R3.3 月末	R4.3 月末	R5.3 月末	R6.3 月末	R7.3 月末	R7.9 月末
累積点数	約 5 万点	約 247 万点	約 247 万点	約 269 万点	約 319 万点	約 350 万点

- ② 生成されるテキストデータは、著作権、個人情報、プライバシー等に配慮した上で検索利用(単なる文字列検索にとどまらない高度な検索も想定する。)に供するほか、AI の学習用データセットとしての提供及び視覚障害者等への提供にも取り組む。

<実施状況>

- デジタル化資料約 350 万点の全文テキストデータを、リニューアルした国立国会図書館デジタルコレクションで検索を可能とし、そのうち約 319 万点はみなサーチによって視覚障害者等が利用できるようになった。
- 次世代システム開発研究室による実験サービスである次世代デジタルライブラリーで、著作権の保護期間が満了した図書約 28 万点、古典籍資料約 8 万点を全文検索可能とともに、OCR テキストデータを誰でも自由にダウンロードできる API を提供したほか、帝国議会会議録の全文テキストデータを用いた実験サービスを開発し公開した。

- ③ 国立国会図書館内の開発研究体制を整備し、外部のオープンソースコミュニティや有識者等の知見も取り込み、レイアウト認識処理を含む光学式文字認識(OCR)の精度向上や、全文テキストデータの構造化に向けた調査研究に取り組み、その成果をできる限りオープンな利用条件で提供する。

<実施状況>

- NDLOCR 及び NDL 古典籍 OCR(デジタル化した古典籍に特化したもので、令和 4 年

度に内製で開発)の開発・改善(視覚障害者等の読み上げ用テキストの作成を含む。)を行い、プログラムをオープンソース(CC-BY)として公開した。

- ノートパソコン等の一般的な家庭用コンピュータや OS 環境で利用可能な、古典籍資料用の軽量 OCR「NDL 古典籍 OCR-Lite」を研究開発・公開した。

(2) 情報へのアクセス環境の改善

- ① 内閣府を始めとする関係府省・機関と協働し、我が国の幅広い分野・地域のデジタルアーカイブと連携する「ジャパンサーチ」の一層の拡充及び海外も含めた活用促進に取り組む。

＜実施状況＞

- 令和 3 年度以降、35 連携(つなぎ役)機関、170 データベースと連携した。令和 7 年 9 月末時点で、60 連携(つなぎ役)機関、284 データベース、連携メタデータ数は約 3,170 万件となった。

ジャパンサーチの連携状況(累積)

	R3.3 月末	R4.3 月末	R5.3 月末	R6.3 月末	R7.3 月末	R7.9 月末
連携(つなぎ役) 機関	25	33	39	49	55	60
連携データベース	118	170	202	230	269	284
連携データ	約 2,200 万 件	約 2,530 万 件	約 2,830 万 件	約 2,950 万 件	約 3,100 万 件	約 3,170 万 件

※連携データベースは、データベースの統廃合による削除等があったため、実施状況に記載の新規連携データベース数とは一致しない。

- ② 書籍等分野のデジタルアーカイブのつなぎ役である「国立国会図書館サーチ」、蔵書検索・申込システムである「国立国会図書館オンライン」、国立国会図書館のデジタル資料の保存・提供の基盤である「国立国会図書館デジタルコレクション」等について、データ面及び機能面を拡充する。

＜実施状況＞

- 国立国会図書館サーチについて、令和 3 年度以降、新規連携(34 機関)及び API による連携方式への切替え(12 機関)を行うとともに、連携維持のため、データ入替え、データ項目(サムネイル URL 等)追加等の取組を実施した(161 機関)。
- 令和 4 年 12 月に国立国会図書館デジタルコレクションをリニューアルし、機能の拡充等を実現した。

- ③ 各情報資源への適切なナビゲートを実現するため、次世代の統合的なオンラインサービスを整備する。その際、視覚障害者等へのインクルーシブな対応も強化する。

＜実施状況＞

- 令和6年1月の新しい国立国会図書館サーチの公開により、国立国会図書館の所蔵資料や国立国会図書館デジタルコレクションのデジタル資料、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)で収集したウェブサイト、全国の公共・大学・専門図書館や学術研究機関等が提供する資料やデジタル資料の統合的な検索が実現し、調べ方のヒントや事例(リサーチ・ナビやレファレンス協同データベース)も一つのサービスから提供できるようになった。
- 令和6年1月のみなサーチ正式版の公開により、様々な障害のある方が、いろいろな種類のアクセシブルな資料について、検索から利用まで簡単に行えるように、ユーザーインターフェースが改善されたほか、OCRで作成した全文テキストデータの提供により、音声読み上げや点字表示等に活用できるようになった。

- ④ 著作権法改正の動向を踏まえた上で関係団体・府省等と協議を行い、デジタル化資料のうち絶版等資料に係るデジタル化資料送信サービスの提供範囲を図書館等から個人に拡大する。

＜実施状況＞

- 令和4年5月に個人向けデジタル化資料送信サービスを開始し、令和5年1月にはプリントアウト機能の提供を開始した。サービスの利用規約に同意した利用者の累計は、令和7年9月末時点で約36.5万人である。
- 令和7年9月末時点の図書館・個人送信資料の提供点数は約232万点である。

図書館・個人送信資料の提供点数

	R3.3月末	R4.3月末	R5.3月末	R6.3月末	R7.3月末	R7.9月末
提供点数	約152万点	約153万点	約184万点	約179万点	約204万点	約232万点

※R4.5の個人送信資料サービス開始以前は、図書館送信資料としての提供点数。

- ⑤ 図書館資料の複写物の送信サービス(複写物の電子ファイルでの送信)については、著作権法改正の動向を踏まえた上で関係団体・府省等と協議を行うとともに、制度設計及びその実施に取り組む。

＜実施状況＞

- 令和4年度から関係者協議を行い、サービス開始に向けた当館の各種準備を進めていたところ、図書館等公衆送信補償金管理協会から、図書館等公衆送信サービスへの対応が当面行えない旨の告知があったことから、当初予定していたサービス開始時期を見直すこととなったが、令和7年2月にPDFファイルで複写物を提供する「遠隔複写(PDFダウンロード)」サービスを開始した。

- ⑥ デジタル化資料の著作権処理を加速し、インターネット公開資料の一層の拡大を図る。

＜実施状況＞

- 令和3年度以降の累計で、保護期間満了を確認した和図書等の約1.5万点、及び

権利者から公開要望を受けた和雑誌等の約 1.2 万点をインターネット公開した。

(3) データの組織化・オープン化

- ① 「識別子に係る実施方針」(令和 2 年国図電 2001067 号)に基づき、関係機関と協力して、国立国会図書館が作成する書誌データの相互運用性の向上や、「ジャパンサーチ」による文化情報資源のリンクトデータ基盤形成への貢献等に取り組むとともに、これらの取組の一層の拡充に向けた検討を行う。

＜実施状況＞

- 令和 3 年度以降の累計で、VIAF(バーチャル国際典拠ファイル。各国の国立図書館等からの典拠データ同定・名寄せした国際典拠ファイル)に約 23.7 万件の典拠データを提供するとともに、Wikidata にジャパンサーチの正規化 URI 約 0.8 万件を登録した。

- ② 国立国会図書館がデジタル化した資料の画像データや全文テキストデータの二次利用の枠組みを整備するほか、書誌データのオープンデータセットの継続的な提供にも取り組む。

＜実施状況＞

- オープンデータセットの更新(国立国会図書館デジタルコレクション書誌情報等)・追加(参考図書紹介)を行った。
- 国立国会図書館内・図書館送信限定公開デジタル化資料の画像データ提供の試行を行った(令和 3 年 7 月から令和 6 年 3 月まで)。
- 「NDL イメージバンク」、「近代日本人の肖像」等の電子展示会を通じて、著作権保護期間を満了した画像データの利活用可能性を拡げる取組を進めた。
- 著作権の保護期間が満了した図書約 28 万点、古典籍資料約 8 万点については、次世代デジタルライブラリーから OCR テキストデータを誰でも自由にダウンロードできる API を提供している(再掲)。

- ③ 国立国会図書館が保存するデジタル化資料、オンライン資料等のデジタル資料へのデジタルオブジェクト識別子(DOI)付与に、引き続き取り組む。

＜実施状況＞

- 令和 3 年度以降の累計で、デジタル化資料等約 132 万件に DOI を付与した(令和 7 年 3 月末現在)。

(4) データの利活用促進のための環境整備

- ① 若手研究者等を対象とする共同研究プログラム等により、デジタル化資料から抽出した大量の画像データや全文テキストデータ、「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業」(WARP)から抽出したデータ、「ジャパンサーチ」で収集したデータ等、国立国会図書館が作成又は収集したデータを外部の機関や有識者等が利活用し、協働できる環境の整備に取り組む。

＜実施状況＞

- デジタルライブラリーカフェ等のイベントの開催や外部イベントへの協力により、当館データ利活用のための情報発信を行った。
- ジャパンサーチで収集したメタデータについては、RDF データへの変換を継続し約 2,900 万件を提供している。
- NII における大規模言語モデル(LLM)の構築に協力するため、WARP で収集保存したファイルの URL リスト、及び官庁出版物のデジタル化画像から OCR で作成した全文テキストデータを、NII に提供した。

② 関係機関や外部の有識者等とも協力の上、「ジャパンサーチ」の利活用機能等も用いて、上記のデータを活用した教育シーン(オンライン教育を含む。)での利活用モデルの構築や実践支援、一般市民の主体的な参加を促し、その知的な活動を後押しするようなプログラムの開発に取り組む。

<実施状況>

- デジタルアーカイブの教育活用に関する講演やワークショップに積極的に参加し、ジャパンサーチのデータを使った利活用の促進に努めた。

③ 前 2 項の取組をコーディネートし、橋渡し役となる人材の育成に取り組む。

<実施状況>

- 利活用事例の共有や各種イベントの開催、「「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン」の掲載等を通じて、橋渡し役となる人材の育成に必要なコンテンツの充実や事例の共有に努めた。

④ メタデータの外部提供インターフェイス(API)による提供については、新しいプロトコルへの対応、項目の追加、新規フォーマットへの対応等を行い、より利活用しやすくなる。

<実施状況>

- NII・JST・NDL 連絡会議に設置されたメタデータ WG の活動の一環として、メタデータ設計者向けに、メタデータの作成・流通経路の適切な選択ができるよう作成した「メタデータ流通ガイドライン」の公開・整備を行った。
- 国立国会図書館サーチによる提供データについて、令和 3 年度以降の累計で、36 機関のライセンスを明示した。

2 恒久的保存のための取組

(1) 資料収集の強化

① 我が国の有償等オンライン資料の収集・保存・利用のため、制度収集を開始し、これらの基盤の整備に取り組む。また、制度収集開始までの間、引き続き任意提供による有償等オンライン資料の収集に努める。

<進捗>

- 国立国会図書館法等の改正により、令和 5 年 1 月から民間発行の有償又は DRM

付きの電子書籍や電子雑誌(有償等オンライン資料)の制度収集を開始し、令和7年9月末までに約0.6万点を収集した。

- 安定的な制度運用のため、制度の周知・広報や関係者との協議を行うとともに、収集した有償等オンライン資料の公開までにかかる期間を短縮するため、国立国会図書館内の横断的な体制で同資料を組織化する試行を開始した。

- ② 外国資料については、オープンアクセスなど刊行・流通形態の変化に留意しつつ、引き続きコアジャーナルを中心とした電子ジャーナル等の契約を着実に行う。また、電子ジャーナルのバックファイルを整備するとともに、セーフティネットの観点から継続的なアクセスの確保に努めた上で、大学等とのネットワークの構築に協力する。

＜進捗＞

- 外国雑誌について、冊子から電子ジャーナルへの切替えを進めるとともに、ScienceDirect等のバックファイルの整備を行って利便性を高め、科学技術関係資料費による外国雑誌の電子ジャーナルの購読タイトル数は令和7年9月末までに1,309タイトル増加した(冊子は193タイトル減少)。あわせて、予算逼迫及び急激な円安、物価上昇等を踏まえ、購読中の冊子及び電子ジャーナルの定期的なタイトル見直しを行うことで、コアジャーナルの購読確保に努めた。

- ③ 我が国の学術情報である海外刊行の国内学協会誌の調査及び収集に引き続き努める。

＜進捗＞

- 海外刊行の国内学協会誌(海外の学協会との共同編集・刊行を含む。)について、国内外の情報源を参照・調査し、未所蔵又は寄贈中止が判明した15タイトルを新規に冊子又は電子ジャーナルで購読した。

(2) 未収資料・データのデジタル収集

(a) 未収資料のデジタルデータ及びメタデータの収集

- ① 未収(国立国会図書館が所蔵していない)の地域資料や、海外の機関が所蔵する日本関係資料等について、関係機関と連携・調整の上、デジタルデータでの収集・保存・提供に積極的に取り組む。そのため、受入れの条件や手続等を整備する。

＜実施状況＞

- 令和4年7月の本格実施以降、ウェブサイト等を通じた協力依頼や関係団体との協力を通じて、公共及び支部図書館から累計約0.7万点の収集を行った。なお、このうち入手困難であることが確認された約0.2万点は送信対象に、著作権に問題のない約0.5万点はインターネット公開となっている。

- ② 「ジャパンサーチ」、「国立国会図書館サーチ」等を通じて、未収資料や未連携のデータベース等のメタデータの収集、組織化及び提供に取り組む。

＜実施状況＞

- 書籍等分野のつなぎ役として、国立国会図書館サーチの連携拡張によって、メタデ

一タの収集・組織化を継続し、令和7年9月末時点で、当館提供分以外の書籍等分野のメタデータ約370万点をジャパンサーチで提供するに至った。

- ③ 資料のデジタル化やメタデータの整備が進んでいない機関に対する支援策を検討する。

＜実施状況＞

- 資料デジタル化等に関する研修及び情報交換会を行い、各機関への技術・ノウハウ等の支援に努めた。また、情報交換会の実績を踏まえて開催したオンラインフォーラムで各地の取組を全国に共有した。

(b) データベース、研究データ等の収集

- ① 存続が困難となったデータベースやデジタルアーカイブの継承に取り組む。「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」におけるアーカイブの継承を継続するほか、その経験を踏まえ、これらを継承する際の課題や条件等を検討する。

＜実施状況＞

- 東日本大震災に係るデータベースのうち閉鎖した3機関のデータを承継し、公開したほか、閉鎖予定の連携先と承継に向けて調整を行った。また、「東日本大震災アーカイブシンポジウム」等を通じて、継承の取組や課題の周知を図った。

- ② 研究データについては、国立情報学研究所、科学技術振興機構等との分担を前提に、地域資料や特定の研究分野に結び付かない分野横断的なものを対象とする等、国立国会図書館が担うべき役割の整理を進め、収集・保存・提供する際の課題や条件等を検討する。

＜実施状況＞

- NII及びJSTと協力してメタデータの相互運用性に関する検討ワーキンググループを開催し、その成果として「メタデータ流通ガイドライン」の公開・整備を行った。(再掲)

- ③ 民間ウェブサイトの収集については、近年の動向を踏まえて課題を整理する。

＜実施状況＞

- 収集対象の選定マニュアルの整備に向けて、諸外国の動向やこれまでの収集実績を踏まえて課題を整理し、今後取り組むべき内容を検討した。

(3) デジタル資料の長期保存

- ① 「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画 2021-2025」(令和3年国図電 2102181号)に基づき、国立国会図書館が所蔵するパッケージ系電子出版物の長期利用が可能となるよう、国立国会図書館内の実施体制を整備するとともに、マイグレーション等の作業に取り組む。

＜実施状況＞

- 内製によりFD等のマイグレーションを進め、FDについてはほぼ完了した。令和3年度からの累計で、FD約0.8万点のほか、USBメモリ、RW型光ディスク、MO、MD等のマイグレーションを行った。

- 光ディスクについては、技術調査等のうえ外部委託によりマイグレーションを行うとともに、マイグレーションシステムを開発し、劣化状況調査を行った。
- これらの当館が所蔵する主要な記録媒体(映像資料を除く。)について、マイグレーション手法を確立し、マイグレーションのための設備、体制を整えた。

② デジタル化資料、オンライン資料等のデジタル資料に関しては、合理的かつ安定的な保存環境を整備するとともに、これらの長期保存対策に必要な技術的調査研究を行う。

<実施状況>

- デジタル化資料の保存用画像データの安定的な保存のために、これまで使用してきた破損や劣化のリスクがあり、数量的に継続的なマイグレーション(媒体移行)が困難な光ディスクや HDD から、大容量でマイグレーションが比較的容易な LTO(データ保存用磁気テープ)への移行作業を軌道に乗せた。令和 3 年度以降、累積で光ディスク約 9.2 万点、HDD 約 240 台を移行した。
- デジタルデポジットシステム及び WARP について、クラウド、オンプレミス機器及び LTO のそれぞれの特性や、災害復旧、長期保存性、経済性を考慮してデータの保存方法を検討・決定した。

③ 前項で得られた知見を踏まえ、関係機関と長期保存に関する課題等の共有を可能とするコミュニティの形成を図る。

<実施状況>

- 長期保存に係る国内機関の実態、光ディスク及び FD の長期保存対策技術に係る調査を行い、報告書を公開した。

その他の事項

- 関係団体等と協力し、商用の電子図書館サービスを視覚障害者等の方が使う際に必要なアクセシビリティ要件を整理したガイドライン「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0」※を公開し、公立図書館等への普及活動を行った。
- 生成 AI の利活用可能性を検討する内部体制を立ち上げ、検討を進めている。

※「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0」は、令和 5 年 7 月に策定・公開した「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 1.0」を更新して、令和 7 年 5 月に公開した。

外国におけるウェブサイトの収集をめぐる状況

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア	韓国	【参考】	
	国立国会図書館 (National Diet Library : NDL)	議会図書館 (Library of Congress : LC)	英國図書館 (British Library : BL)	英國公文書館 (The National Archives : TNA)	ドイツ国立図書館 (Deutsche Nationalbibliothek : DNB)	フランス国立図書館 (Bibliothèque nationale de France : BnF)	カナダ国立図書館・文書館 (Library and Archives Canada : LAC)	オーストラリア国立図書館 (National Library of Australia : NLA)	韓国国立中央図書館 (National Library of Korea : NLK)	インターネットアーカイブ (Internet Archive : IA)
サービス名	インターネット資料収集保存事業 (WARP)	Library of Congress Web Archives	UK Web Archive (UKWA)	UK Government Web Archive (UKGWA)	Webarchiv der Deutschen Nationalbibliothek	Archives de l'internet	Government of Canada Web Archive (GCWA)	Australian Web Archive (AWA)	Online Archiving & Searching Internet Sources (OASIS)	Wayback Machine
URL	https://warp.ndl.go.jp/	https://www.loc.gov/web-archives/	https://www.webarchive.org.uk/	https://www.nationalarchives.gov.uk/web-archive/	https://webarchiv.dnb.de/	https://www.bnfr.fr/consulter-les-archives-de-linternet	https://webarchivew.bac-lac.ca/	https://webarchive.nla.gov.au/collection	https://nl.go.kr/oasis/	https://web.archive.org/
開始時期	2002年（公的機関の網羅的収集は2010年-）	2000年	2004年	2003年	2012年	2002年	2005年	1996年（AWAの前身のPANDORAの開始時期、AWAは2019年-）	2004年	1996年
収集範囲・方法・頻度等	・公的機関は網羅的収集（年4-12回） ・民間は選択的収集（年1-4回）	・網羅的収集：立法院及び関連機関、連邦議会・委員会、国政選挙キャンペーンサイト、司法府 ・選択的収集：行政府、特定のテーマ、地域、イベント等（国外のサイトを含む）	・網羅的収集：.uk、.scot、.wales、.cymru、.londonドメイン、IPアドレスが英国内等英語ベースのウェブサイト（年1回） ・選択的収集：特定のテーマ、イベント等（年1回以上）	・網羅的収集：選択的収集を補完するため、.deドメインを対象としたパレク収集を何年か1回の頻度で実施する方針を示しているが、詳細不明。これまでに少なくとも1回（2014年）実施。 ・選択的収集：連邦政府・州政府等（年2回（ただし、サイトによる））	・網羅的収集：frドメイン、フランス人やフランス国内で作成されたウェブサイト（年1回）。ただし、全サイトの収集には至っていない（2022年時点で約60%）。 ・選択的収集：特定のテーマ・地域・イベント（選挙、オリンピック、COVID-19等）、ニュース・新聞、オーディオビジュアル（ポッドキャストやYoutube）、SNS等のコレクション（年1回以上）	・網羅的収集：全.caドメインサイト、連邦政府機関 ・選択的収集：記念行事・国家的に重要なイベント	・網羅的収集：韓国インターネット振興院（KISA）に登録されている韓国ドメインのサイト（年1回） ・選択的収集：国家的災難（新型コロナ等）、主要な国家イベント等の特定のトピックや問題に関するサイト、保存する価値がある個々のウェブサイト	公開されている世界中のウェブページを網羅的に収集（アクセスにパスワードが必要なウェブページ、ウェブサイトの所有者が登録を拒否したサイト等を除く）		
収集根拠	・公的機関：国立国会図書館法第25条の3 ・民間：許諾	・政府関連、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスが適用されたサイト：米国著作権法（2013年改正による）、2013年法定納本図書館法（上記以外：許諾（サイト所有者に対し最低1回通知））	・網羅的収集：2003年法定納本図書館法（2013年改正による）、1958年公記録法第3条、1988年著作権・意匠・特許法第163条（国王の著作権（Crown copyright））	・1958年公記録法第3条 ・著作権法第60e条（1）	・ドイツ国立図書館法第3条、第16a条（1） ・著作権法第60e条（1）	・文化遺産法典L132-2ほか ・文化遺産法典R132-23ほか	・カナダ国立図書館・文書館法第8条（2）	・1968年著作権法第195CC条（2016年改正による） ・AGIMO Circular 2010/001（2010年通達）	・図書館法第22条	・米国著作権法第107条（フェアユース規定）
収集規模	・1万4,466タイトル ・合計3,645テラバイト（2025年3月）	・約1万4,600タイトル（※起点URL） ・合計3,700テラバイト（2023年8月）	・合計1,400テラバイト超（2023年）	・約6,400タイトル（2021年11月）	・9,945タイトル（2025年10月） ・選択的収集分73テラバイト（2025年4月）、2014年ドメインクロール分139テラバイト	・約588億ページ（URL）（2024年） ・2,300テラバイト超（2024年）	・130テラバイト超（国別ドメイン分440テラバイト超を除く）（2024年）	・約156億ファイル ・合計880テラバイト超（2022年）	・合計1,122,106サイト（2024年） ・約1,000テラバイト（2022年）	・9,160億超のウェブページ（2025年10月）
選択的収集の対象	・私立大学、公益法人、学協会、第三セクター、業界団体、文化施設、政党、企業、イベント、震災、新型コロナ関連等	・イベントやテーマ（9.11、Fortune誌500掲載企業、新型コロナ等）	・テーマ（選挙、議会、企業、政治・社会的トピック、スポーツイベント、科学、文学、民族、ブログ、ニュースサイト、ウェブコミュニケーション等）	・政府関連SNS・動画	・機関単位（連邦政府・州政府、利益団体、文化・スポーツ団体、宗教団体、政党・政治家、科学・研究機関、福祉団体等） ・イベント単位（連邦議会選挙、2014FIFAワールドカップ、2017宗教改革500周年等）	・特定のテーマ・地域・イベント（選挙、オリンピック、COVID-19等）、ニュース・新聞、オーディオビジュアル（ポッドキャストやYoutube）、SNS等のコレクション ・選択的収集のタイトル等は、API et Jeux de données (BnF) やdata.gouv.frで公開。	・テーマ別コレクション ・記念行事・国家的に重要なイベント（2010パンクーバーオリピック、COVID-19等） ・首相、大臣等のSNS投稿 ・消滅が危惧されるウェブサイト	・選挙運動、森林火災、新型コロナ、記念行事等の関連サイト、ニュースサイト等	・国家的災難（新型コロナ等）や主要な国家イベントに関するサイト、主要機関（政府・公的機関、報道機関、企業、文化芸術関連機関）のサイト等	
提供方法	・全タイトルのうち8割を許諾を得てインターネット公開（2万6,400件）、その他の館内提供（6,500件） ・上記以外は館内提供 ・URL、キーワードで検索。全文検索可。 ・URL、キーワード等で検索。全文検索可。	・許諾を得たものはインターネット公開（約25%）。ほかにOpen Government Licenseに基づき二次利用可） ・URL、キーワードで検索。全文検索可。（一部のみ）	・原則法定納本図書館（※）内提供。許諾を得たもののインターネット公開（約25%）。ほかにOpen Government Licenseに基づき二次利用可） ・タイトル等は書誌カタログで検索可。全文検索は館内のみ可。	・原則館内提供。許諾を得たもののインターネット公開（268タイトル） ・タイトル等は書誌カタログで検索可。全文検索は館内のみ可。	・研究バスを持つ者に限り、館内で専用アプリにより利用可。なお、法定納本連携センター（Pôles associés de Dépôt légal）のうち21館でも利用可。URLで検索。全文検索は一部のコレクションのみ可。	・原則インターネット公開 ・URL、キーワードで検索可。全文検索可。	・Trove（情報探索サービス）を通じて、インターネット公開 ・URL、キーワードで検索。全文検索可。	・原則として館内提供。許諾を得たものはインターネット公開。権利者の要請等による非公開も可。 ・URL、キーワード等で検索。全文検索可。	・インターネット公開 ・URLで検索。全文検索不可。	
SNS・ニュースサイト収集	・アメリカブログ48タイトル（2019年-） ・ニュースサイト2タイトル（「共同通信社：東日本大震災（ニュース特集）」（2014-2015年）、「Slow News」（2022年-） ・米国ニュースサイトコレクション（2014年-、Washington Post・New York Post・Breitbart等105タイトル。主に週1回） ・経済ブログコレクション（2018年-、経済学者・連邦準備制度理事会等82タイトル。月1回）	・Twitterの全テキストデータを同社からのデータ寄贈により収集（2006-2017年、2018年以降は選択的収集）。未公開。 ・ウェブアーカイブにFacebookページ等も含まれる。ただし、Facebook、Instagram、ポッドキャストやYoutube等のストリーミングメディアは対象外。 ・政治家、ジャーナリスト、企業家、選挙等に関するSNS収集（Twitter、Facebook、Instagram、YoutubeやTikTok等のストリーミングメディアは対象外） ・英國オンラインニュースサイトコレクション（Guardian、BBC等の新聞社・放送局、地域新聞等。毎日又は週1回の頻度。Twitter、Facebook等も含） ・選択的ブログ収集（2005年-。ニュース、政治批評、スポーツ、音楽、個人の日記等）	・政府関連のYouTube、Twitter、Flickr、Instagramを収集（2014年-、1,297アカウントを公開（2025年5月）。Instagramは未公開。Twitterは2023年のXへの変更後、技術的問題により収集を中断。 ・英國オンラインニュースサイトコレクション（Guardian、BBC等の新聞社・放送局、地域新聞等。毎日又は週1回の頻度。Twitter、Facebook等も含）	・SNSについて、体系的な収集は行っていないが、Twitter買収後の2023年2-4月に、580万アカウントの約2億2,000万件（2006年3月-2011年5月）のドイツ語ツイートを収集。 ・SNSについて、Facebook（2007-2020年）とTwitter（2017-2023年）は、技術的課題（仕様変更）により収集できなくなるまでは毎日収集。Instagramは2020年以降、TikTokは2022年以降、ごく一部を年数回収集。 ・高頻度ではないが、ニュースサイトや新聞のウェブサイトも収集されている。2013年にフィナンシャルタイムズ・ドットが庶民になったときには、ウェブサイト全体が収集された。	・SNSについて、Facebook（2007-2020年）とTwitter（2017-2023年）は、技術的課題（仕様変更）により収集できなくなるまでは毎日収集。Instagramは2020年以降、TikTokは2022年以降、ごく一部を年数回収集。 ・ニュースサイトや新聞のウェブサイトもコレクションとして収集・保存（Le Monde、Libération等。毎日）。	・SNSについて、首相、大臣等のアカウントのほか、テーマ別コレクションではハッシュタグ付きの投稿の収集などを行っている。なお、一般個人のアカウントを対象とした収集は行っていない。 ・ニュースサイトや新聞のウェブサイトも収集されているが、CBC（ほぼ毎日）を除き、必ずしも高頻度ではない。	・SNS等のソーシャルメディアの収集は一部のみ ・Twitter accountsコレクション（政府機関や政治家、ニュースサイト等1,649アカウントを収集） ・ABC News、9News等のニュースサイトを定期的に収集	・中央省庁、地方自治体、公的機関のブログやTwitter等の主要なソーシャルメディアも選択的に収集 ・Twitterコレクションを構築（2018年-） ・報道機関（韓国の放送局や新聞社等）のウェブサイトを選択的に収集（月1回）	・SNS、ニュースサイトも収集	
その他	—	・指定サイトの自動収集や閲覧調査を英MirrorWeb社に委託（2021年-） ※タイトル=seed（起点URL）、件=提供単位（コレクション等を含む）	・「Save a website」フォームで収集すべき英国サイトを一般公開 ・BLに対する2023年10月のサイバーアクションにより公開停止中（停止中も収集は継続し、Amazon Web Servicesのクラウドに保存）	・収集開始時にInternet Archiveが1996年から収集開始前までのアーカイブを寄贈 ・ウェブアーカイブシステムの開発・運用を英MirrorWeb社に委託（2017年-）。2017年以前は蘭NPOのInternet Memory Foundationに委託。	・収集開始以後、システム開発を担当した独oia GmbHに委託。ただし、2014年のドメインクロールはInternet Memory Foundationに委託。	・2006年以後、テレビ局・ラジオ局のウェブサイトは国立聴覚研究所（INA）が収集 ・収集開始後2年間はInternet Archiveと協力。その後は全ての収集を内部で実施。 ・収集すべきフランスのウェブサイトの提案も受け付いている。	・Internet Archivelに委託。1996年から収集開始前までの国別ドメイン（.ca）のアーカイブをIAから購入・取得。	・PANDORA（1996年-、連邦政府の刊行物や選挙等テーマ・イベントの選択的収集）、Australian Government Web Archive（AGWA、2011年-、連邦政府のサイトの網羅的収集）、Australian Domain Harvest Collection（2005年-、.auドメインの網羅的収集。AWAの80%以上を占める。）の3つのウェブアーカイブを統合して2019年にAWAを構築。 ・Internet Archivelに委託。IAが1996年からAWA開始前までの.auドメインのアーカイブを寄贈。	—	—
参考URL	—	https://www.gov/programs/web-archiving/about-this-program/ https://www.gov/preservation/outreach/presweek2023/webarchivingslides.pdf?clrc=blogsig https://blogs.loc.gov/thesignal/2023/08/the-web-archiving-team-answers-questions-about-the-web-archives/ https://blogs.loc.gov/loc/2017/12/update-on-the-twitter-archive-at-the-library-of-congress-2/ https://www.loc.gov/acq/devpol/socialmedia/pdf https://www.loc.gov/collections/united-states-news-web-archive/about-this-collection/ https://www.loc.gov/collections/economics-blogs-web-archive/about-this-collection/ https://www.bl/stories/blogs/posts/exploring-alternative-access-making-the-most-of-web-archives-during-uk-web-archive-downtime/ https://www.digitalpreservation.gov/meetings/DSA2023/loc_dsa2023_website_0124_stringer_MirrorWeb-WAStorageChallenges-DSA2023_KS-GB_Mar23.pdf	https://web.archive.org/web/20230911181851/https://www.webarchive.org.uk/en/ukwa/info/about/ https://web.archive.org/web/20241113194514/https://blogs.bl.uk/webarchive/2023/04/uk-web-archive-technical-update-spring-2023.html https://blogs.bl.uk/webarchive/2023/09/what-can-you-discover-and-access-in-the-uk-web-archive-collection-.html https://web.archive.org/web/20230911181901/https://www.webarchive.org.uk/en/ukwa/collection/138 https://blogs.bl.uk/webarchive/2024/10/archiving-social-media-with-browsertrix.html https://www.digitalpreservation.gov/meetings/DSA2023/loc_dsa2023_website_0124_stringer_MirrorWeb-WAStorageChallenges-DSA2023_KS-GB_Mar23.pdf	https://www.nationalarchives.gov.uk/webarchive/about/ https://www.nationalarchives.gov.uk/webarchive/archive-a-website/ https://blog.nationalarchives.gov.uk/preserving-uk-government-history-for-25-years/ https://www.nationalarchives.gov.uk/webarchive/find-a-website/ https://www.nationalarchives.gov.uk/webarchive/find-archived-uk-government-social-media-channels-in-the-uk-government-web-archive/	https://www.dnb.de/webarchiv https://www.dnb.de/twitterarchiv https://www.dnb.de/EN/Service/Hilfe/Webarchiv/hilfeWebarchiv_node.html https://www.bnfr.de/SharedDocs/Downloads/EN/Ueber-uns/zumSammelautfragEN.pdf?__blob=publicationFile&v=2 https://www.bnfr.de/nepreserve.org/ga2024/web-archiving-in-france/	https://www.bnfr.de/understanding-web-legal-deposit https://www.bnfr.de/en/discover-bnfs-web-archive-collections https://www.bnfr.de/en/discover-us/policies/collection-development-policies https://www.bnfr.de/nepreserve.org/ga2024/web-archiving-in-france/	https://www.canada.ca/en/library-archives/services/government/web-social-media-preservation-program.html https://www.canada.ca/en/library-archives/corporate/about-us/policies/collection-development-policies https://www.governmentinformationday.ca/uploads/1/1/2/0/112034557/gid_smith_gowa_dec2023.pdf https://web.archive.org.au/awa/20240612173623.mp_	https://www.library.gov.au/discover/what-we-collect/australian-web-archive https://www.library.gov.au/sites/default/files/documents/2024-10/collection-development-policies https://www.governmentinformationday.ca/uploads/1/1/2/0/112034557/gid_smith_gowa_dec2023.pdf https://web.archive.org.au/awa/20240612173623.mp_	https://nl.go.kr/oasis/main/pop/english_main_pop.do https://oak.go.kr/nil-ir/bitstream/2020.oak/739/1/국립중앙도서관 온라인 자료 납본 수집 지원.pdf https://www.nl.go.kr/afile/fileDownloadByld/2303303587df0xs	https://help.archive.org/help/wayback-machine-general-information/

參 考 資 料

科学技術情報整備審議会関係者名簿
(令和7年12月17日現在)

委員長	安浦 寛人 (やすうら ひろと)	九州大学名誉教授
委員長代理	竹内 比呂也 (たけうち ひろや)	千葉大学副学長 附属図書館長、アカデミック・リンク・センター長 大学院人文科学研究院教授
委員	浅川 智恵子 (あさかわ ちえこ)	日本科学未来館館長
	池谷 のぞみ (いけや のぞみ)	慶應義塾ミュージアム・コモンズ機構長 慶應義塾大学文学部教授
	大隅 典子 (おおすみ のりこ)	東北大学経営戦略本部アドバイザー 大学院医学系研究科教授 独立行政法人日本学術振興会理事
	北川 雄光 (きたがわ ゆうこう)	一般財団法人国際医学情報センター理事長
	黒橋 穎夫 (くろはし さだお)	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所長
	小口 正範 (こぐち まさのり)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長
	坂下 鈴鹿 (さかした すずか)	文部科学省大臣官房審議官 (研究振興局及び高等教育政策連携担当)
	野末 俊比古 (のずえ としひこ)	青山学院大学教育人間科学部長・教授
	橋本 和仁 (はしもと かずひと)	国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
	林 隆之 (はやし たかゆき)	政策研究大学院大学政策研究科教授
	村山 泰啓 (むらやま やすひろ)	国立研究開発法人情報通信研究機構 NICT ナレッジハブ上席研究員
	渡部 泰明 (わたなべ やすあき)	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国文学研究資料館長
専門委員	池内 有為 (いけうち うい)	文教大学文学部准教授
	生貝 直人 (いけがい なおと)	一橋大学大学院法学研究科教授
	大向 一輝 (おおむかい いつき)	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
幹事	木藤 淳子	総務部長
	松浦 茂	調査及び立法考查局長
	竹内 秀樹	収集書誌部長
	大場 利康	利用者サービス部長
	藤本 和彦	電子情報部長
	諏訪 康子	関西館長
	上保 佳穂	国際子ども図書館長

第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言の検討経過

1 基本方針検討部会設置の経緯

令和6年8月9日に開催された第17回科学技術情報整備審議会において、令和7年度で計画期間が終了する第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画の後継となる次期計画を国立国会図書館が策定するための提言を出すことについて、安浦寛人委員長から諮られ、その基本方針を検討し、素案を作成するものとして、基本方針検討部会を設置することが決定された。

2 基本方針検討部会の構成

部会長	野末 俊比古委員	青山学院大学教育人間科学部長・教授
部会員	池内 有為専門委員	文教大学文学部准教授
	生貝 直人専門委員	一橋大学大学院法学研究科教授
	大向 一輝専門委員	東京大学大学院人文社会系研究科准教授

3 基本方針検討部会における検討経過

回次	開催日時	主な議題
第1回	令和6年9月27日（金） 午前10時～正午	・基本方針検討部会の構成及び運営 ・基本方針検討部会における検討について
第2回	令和6年11月29日（金） 午前10時～正午	・デジタル空間における情報流通の健全性確保（諸課題への対応）に向けて図書館が果たすべき役割・責務についての私見〔生貝部会員による話題提供〕 ・国立国会図書館が対象とするユーザと提供すべきサービスについて
第3回	令和7年1月17日（金） 午前10時～正午	・現在だけではなく百年後のユーザまで視野に入れた情報基盤の構築 ・第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（骨子案）について
第4回	令和7年3月28日（金） 午前10時～正午	・現在だけではなく百年後のユーザまで視野に入れた情報基盤の構築 ・第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（概要案）について
第5回	令和7年5月22日（木） 午前10時～正午	・第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言素案について

第6回	令和7年8月18日（月） 午後3時30分～午後5時 30分	・第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言案について
-----	-------------------------------------	---------------------------------------

4 第18回科学技術情報整備審議会における審議

令和7年7月17日に開催された第18回科学技術情報整備審議会において、基本方針検討部会が取りまとめた第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（素案）が議題とされた。野末俊比古部会長及び事務局からの説明の後、審議が行われた。

委員からは、幅広いユーザに国立国会図書館の知識基盤へのアクセスを提供する意義、収集範囲の再検討の必要性、人々が幼少期から自ら情報源を確認しつつ知的活動に従事することを可能にするための国立国会図書館の知識基盤の重要性等の指摘があった。

委員からの指摘を踏まえ、基本方針検討部会において提言案を検討することとなった。

5 第19回科学技術情報整備審議会における審議及び提言の提出

令和7年12月17日に開催された第19回科学技術情報整備審議会において、基本方針検討部会で検討された「第六期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（案）」が議題とされた。野末俊比古部会長及び事務局からの説明の後、審議が行われ、全会一致で案のとおり同審議会からの提言とすることが了承された。安浦委員長から国立国会図書館長に手交された。